

令和5年度 第2回

青梅市立学校施設のあり方審議会会議録

日 時 令和5年10月16日（月）午後2時
場 所 青梅市役所3階教育委員会会議室

第2回青梅市立学校施設のあり方審議会 議事日程

会 期 令和5年10月16日（月）午後2時から午後4時まで

場 所 青梅市役所3階教育委員会会議室

日 程

1 開会

2 あいさつ

3 講演

- ・ テーマ 「適正規模・適正配置の考え方」
- ・ 講 師 文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課
教育制度改革室 室長補佐 本岡 寛子 氏

4 報告事項

(1) 今後のスケジュールについて

(2) その他

5 閉会

出席者	会 長	大 野 容 義	委 員	平 岡 孝
	副会長	加 藤 博 行	委 員	神 山 典 久
	委 員	和 田 孝	委 員	和 田 智 子
	委 員	塚 田 直 樹	委 員	井 上 由 紀
	委 員	田 中 明 子	委 員	篠 山 耕 一
	委 員	萩 原 真 一	委 員	土 岐 旬 美 子
	委 員	川 鍋 重 美	委 員	松 尾 好 樹
	教育長	橋 本 雅 幸		
事務局	総務部施設担当部長	奥 富 哲 夫		
	学校教育部長	布 田 信 好		
	施設課長	山 本 綱 二		
	教育総務課長	芥 川 純 一 郎		
	学務課長	山 田 浩 之		
	教育指導担当主幹	鈴 木 章 郎		
	施設課			
	学校補修担当主査	石 井 貴 大		
	教育総務課施設係長	中 村 好 宏		
	学務課学務係長	前 田 徹		
	施設課学校補修担当	福 島 真 彦		
	教育総務課施設係	福 島 海 平		
	学務課学務係	小 島 旭 人		

午後2時開会

日程第1 開会

【議長（大野会長）】 みなさま、こんにちは。本日は、お忙しい中、審議会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。まず、はじめに会議の成立についてです。

本日は、14名中14名の御出席をいただいております。青梅市立学校施設のあり方審議会条例第6条第2項の規定により、会議が成立しておりますことを御報告申し上げます。

なお、本日の会議は午後4時までとしております。限られた時間の中、会議の進行につきまして、御協力くださいますよう、お願い申し上げます。

それでは、ただいまから、令和5年度第2回青梅市立学校施設のあり方審議会を開会いたします。

はじめに、傍聴について委員の皆様にお諮りをいたします。青梅市立学校施設のあり方審議会の会議の公開に関する取扱要綱第6項の規定により、市内の〇〇さんほか2人の方々から傍聴の申し出がありました。本審議会として、傍聴を許可することに御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」との声）

ありがとうございます。御異議ないものと認め、傍聴を許可したいと存じます。

（傍聴者入場）

傍聴の方々に申し上げます。傍聴券に、会議におきましての順守事項が記載してございます。会議の妨げとならないよう、御協力をお願い申し上げます。

日程第2 あいさつ

【議長（大野会長）】 次に、次第の2ですが、会議に先立ちまして、一言、私の方からごあいさつを申し上げます。

本日は、第2回審議会に御参集いただきありがとうございます。第1回の審議会を振り返ってみますと、審議会の趣旨について共通理解を深め、そして、これからの青梅の学校のより良い姿について、学びを深めた上で、審議をすることが大切であるとの話になりました。学校の施設の在り方については、これは青梅だけの問題ではなく、全国どこでも同じような状況になっております。その観点から、本日は、文部科学省の方をお招きしてお話をきくことになっております。

今後の第3回目の審議会については、教育委員会から審議内容についての諮問をいただいて、そこから本格的な審議が始まる流れになりますので、御理解の上、御協力をお願いいたします。

続きまして、本日も教育長に御出席いただいておりますので、ひとこと、ごあいさつをいただきたいと存じます。橋本教育長、よろしく願いいたします。

【教育長（橋本）】 皆様、改めまして、こんにちは。大変お忙しい中、第2回の当審議会に御出席賜り、誠にありがとうございます。初回の審議会におきましては、皆様それぞれのお立場からいろいろな御発言をいただきました。その中で、和田（孝）委員からは、審議会について御発言をいただき、審議会というものの重さ、重要性を私共としても再認識したところでございます。今後も、皆様方の

議論がより深められるよう、事務局としても十分準備してまいりたいと思いますので、引き続き御協力をお願いしたいと存じます。

本日は大変お忙しい中、文部科学省初等中等教育局の教育制度改革室から本岡寛子室長補佐にお越しいただきました。適正規模・適正配置の考え方について、本日、御説明をいただきたいと思っています。この審議会を進めるにあたって必要不可欠な知識と考えてございます、どうぞ本岡講師よろしくお願ひいたします。審議会委員の皆様には引き続き、高所大所から様々な御意見をいただき、青梅市にとってより良いあり方を御検討いただきたいと存じます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

日程第3 講演

【議長（大野会長）】 それでは、次に次第の3講演に移ります。本日は、たいへんお忙しい中、文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課教育制度改革室の本岡寛子室長補佐様にお越しいただいております。「適正規模・適正配置の考え方」と題し、御講演をいただきたいと存じます。本岡様、よろしくお願ひいたします。

【講師（本岡室長補佐）】 皆さん、こんにちは。文部科学省教育制度改革室の本岡と申します。本日は御説明の時間をいただきまして、ありがとうございます。冒頭、会長からお話もございましたとおり、現在、全国的に少子化等の状況が進んでおりまして、学校の規模や配置など、そのあり方について検討を進めている自治体が近年ますます増えております。

本日は、学校の適正規模・適正配置をテーマとしまして、まず資料の1ページ目、スライド番号2にありますように、1.全国的な公立小・中学校を取り巻く状況や、2.国としての基本的な考え方を御説明させていただき、その上でこの適正規模・適正配置を進める上で、3.持続的で魅力ある学校教育のための取組、そちらを御説明させていただき、最後に4.各自治体で実際に統廃合を進められている御苦勞も含めて事例の御紹介をさせていただきたいと思っております。本日、御説明が非常に多岐にわたります。ポイントを絞りながら御説明させていただくため全ての資料に触れるというのが難しい場合もございます。その場合は、触れないページにつきましても、参考として皆様の方で御時間あります時に御覧いただけますと幸いです。では早速、御説明の方に入らせていただきます。

1. 公立小・中学校を取り巻く状況

【講師（本岡室長補佐）】 資料2ページ目、スライド番号3以降を御覧ください。まず、全国の公立小・中学校を取り巻く状況でございます。スライド番号4が、平成元年から令和5年の公立の小・中学校数および児童・生徒数の推移でございます。少子化がかなり進んできており、過去10年で公立の小・中学校ですと、児童・生徒数はいずれも約10%減となっております。合わせて学校数も減ってきておりまして、一つの市町村に小学校一つ、中学校一つという市町村も約15%と増えてきております。続いて3ページ目、スライド番号5は小学校について、スライド番号6は中学校について、それぞれ学校数と児童・生徒数の推移をさらに詳細に示したグラフでございます。こちらは、平成

11年から22年、赤枠で囲ってあるところ、ここがいわゆる平成の大合併ということで市町村が、どんどん合併した時期でございます。その11年間についても、小学校数を大幅に減少してまいりましたが、実はこの平成の大合併後の直近11年におきましては、この平成の大合併の間を超えるペースで小・中学校ともに数が減少していることがわかります。

続きまして資料4ページ目、スライド番号7・8を御覧いただければと思います。これは公立の小・中学校の規模別の割合でございます。学校規模につきましては、右下に記載のあるとおり、国としてその標準というものを定めておりまして、学校教育法施行規則で小・中学校いずれも、学級数の標準を12学級以上18学級以下としてございます。グラフ中の薄いオレンジの黒の枠囲いの部分が、国が定める学級数の標準で、それより少ない部分が左側、小学校では約40%、中学校では約50%という形に今なっております。

詳細はまた後ほど御説明いたしますが、国として12学級以上18学級以下を標準としている理由について少し触れさせていただきますと、様々な理由がございますけれども、例えば学級数ごとの教員の適正配置ですとか、児童・生徒1人当たりの学校経費の効率化、そういった観点に加えまして、大規模になってしまうと、丁寧な指導が行き届かなくなるなどの課題、逆に小規模になってしまいますと、クラス替えができずに人間関係が固定化してしまうなど様々なデメリットも出てくるわけがございます。それらに加えて、教科指導や校務分掌、学校行事等に、組織的効果的に対応していく、より教育活動が充実するためにも、こうした規模が必要だということで、国として12学級以上18学級以下を標準として定めているところでございます。この標準規模につきましては、12学級以上18学級以下とさせていただいておりますが、当然地域の実態や特別の事情があるときは、この限りでないと言われておりますので、弾力的なものであるということにも留意いただくことが必要です。

続きまして資料5ページ目、スライド番号10を御覧いただければと思います。国として標準を定めていて、皆さんそこに向けていろいろ努力いただいているわけですが、標準規模にするために統廃合が進められない自治体もあります。それがいわゆる小学校、中学校が自治体に1校しかない自治体で、なかなかそれ以上の統廃合が難しい、そうしたところが、今やもう15%に達するというのが現状でございます。

続いて資料6ページ目、スライド番号11を御覧いただければと思います。青梅市さんはかなり児童・生徒数も多いのでここまではないかもしれませんが、これは今後に向けた一つの参考として全国の自治体さんにお示ししているもので、複数の小学校を統合する際に低学年部分を分校として残すという例でございます。低学年のうちに通学距離とか時間も考慮して、元の学校に分校として残して、ただ高学年は統合する。例えば、学校行事の運動会ですとか、そうしたある程度の規模が必要となる場合には、本校に全員が集まって開催するというようなことも考えられるということで、例としてお示ししているものになります。地域のコミュニティの核である学校と児童・生徒の教育の場という、その二つの機能を併せ持つ学校というものをどう在り方を検討していくかというときには、そうしたことも考えられますということでお示ししているのもので御参考にスライド番号11に入れさせていただきます。

2. 適正規模・適正配置に関する基本的な考え方

【講師（本岡室長補佐）】 続いて適正規模・適正配置に関する基本的な枠組みの考え方について御説明をさせていただきます。

資料7ページ目、スライド番号13を御覧ください。まず、そもそも学校の意義について、もう既にお話されているところと思いますが、改めて共有認識を図りたいと思います。一番上の丸の部分でございます。

学校とは、児童・生徒が集団の中で多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて一人一人の資質能力を伸ばしていく場所でございます。とすると、やはり学校は一定の規模を確保することが望ましいとされております。

そのため先ほども申し上げましたが、学校教育法の施行規則において、小・中学校の学校規模の標準を小・中ともに12学級以上18学級以下と規定しているわけでございます。

一方では枠囲いの二つ目のところになりますが、学校は地域のコミュニティの核として、防災・保育・地域の交流の場と様々な機能を併せ持つものでございます。そのため、矢印のところ、国としては、個別具体の学校を統廃合するのか、統廃合せずに小規模校の良さをいかして学校作りを進めていくのかについては、あくまで地域の実情に応じて設置者である自治体において、総合的に御判断いただくものと理解してございます。

その上で、自治体の判断は尊重されるべきものと、考えておきまして、先ほど申し上げているとおり、学校規模12学級以上18学級以下というのは、あくまで判断の目安としてお示ししているものでございますので改めてお知らせをさせていただきます。また、国としては、小規模校になってしまう場合には、子どもたち、児童・生徒の教育条件はしっかり充実させなければいけないという観点のもと、小規模校としてのデメリットを解消し、メリットを最大化するような取組が必要であると考えておきまして、その点は念のためお知らせをさせていただきます。

続きまして資料7ページ目、スライド番号14を御覧いただければと思います。平成27年にこの適正規模・適正配置等に関する手引をまとめておきまして、そのポイントをまとめた資料でございます。実は学校の適正規模・適正配置というのは、昭和32年に手引が作られて以来の改定となっております。この一番の基本的な考え方というのは先ほどこれまでも御説明のとおりでございます。手引の位置付けに少し触れさせていただきますと、今後も全国的に少子化が進んでいくと予想される中、この学校規模の適正化や小規模校の充実策の検討というのは様々な自治体で今なされているところでございます。その検討にも資するものとして、この基本的な方向性や考慮すべき要素、留意点等をこの手引におまとめしてございます。

2番の学校規模の適正化について、もうこれまでも御説明しているとおり小・中ともに12から18学級を標準とするとありますが、なぜこの12から18なのかの理由が、点々の四角枠の中に書いてございます。例えば、この12学級を下回ってしまうと小学校ではクラス替えができずに人間関係が固定化してしまうとか、集団行事の実施に制約が起こってしまう。特に中学校に入りますと部活

動の種類が限定されてしまうとか、ここがまさにあの小規模化の影響の例でございます。これを裏返すと、まさに例えば人間関係が固定化されないとかそういったことが、この12から18学級を標準とする理由というふうに捉えていただければと思います。

3番の学校の適正配置、通学条件のところでございます。これまで昭和32年以来、従来より通学距離の基準としましては小学校4キロ以内、中学校6キロ以内というのをこれまでずっとお示してきたところでございます。通学時間として、実は今回新たにこの平成27年の手引では矢印のところでございますが、通学時間として1時間以内を一応の目安とするということを新たにお示したところでございます。口頭での御説明になって大変恐縮ですが、少しこれに触れさせていただきますと、近年スクールバスの導入ですとか多様な公共交通機関の活用事例等が増えておりまして、例えば徒歩や自転車を前提にこの4キロ、6キロというふうに一義的に設定することは、実態とそぐわないケースというのも徐々に増えてきております。国の方で、各市町村の通学条件の基準を調査しましたところ、この交通機関を利用した場合の通学時間を基準として設定されている自治体が非常に多く、そのほとんどがおおむね1時間以内としている例が非常に多くございました。

また過去の統合事例が色々と全国でございますが、そちらを拝見しても、統合後の一番遠いところからの通学時間は10分未満から75分までと非常に幅広いものの、9割以上が1時間以内となっているところから、これを国としても一つの目安としてお示しているところがございます。

公共交通機関の活用や、通学時間が長くなったり毎日の徒歩の時間が減少したりするなど様々なことも課題として懸念されますが、全国には創意工夫を生かして、この課題の解消を図っている事例もあります。例えばスクールバスに乗っている時間が長くなってしまふということに関しては、スクールバスの中で音声教材を活用したりですとか、図書館司書の方が朗読をしたりという事例もございますし、体力の低下を懸念する学校では体力作り活動を充実させたり、学校到着後に軽い運動を行う時間を設けたりするなど様々な工夫が全国で行われております。そうしたことを活用しながらこの通学条件というのも一定程度、国として新たな1時間以内というものを目安にお示しをさせていただいているところがございます。

続いて資料8ページ目、スライド番号15を御覧いただければと思います。学校統合を検討する場合の留意事項についてです。保護者や地域住民と教育上の課題やビジョンを共有し理解を得ながら検討することが工夫の例として、例示をさせていただいております。例えば統合の適否に関する合意形成、市民の方、保護者の方、子どもたちと合意を得られるように話し合いをするということ。逆に小規模から少し規模が大きくなる、統廃合して大きくなったときに魅力ある学校とするために様々な制度を入れること、小規模であっても、小規模のメリットを生かすような魅力ある学校を作ること、最後は統合により生じる課題への対応ということで、先ほどバス通学の例などは申し上げましたけれども、そういった生じる課題にきちんと対応していくこと、これらをきちんと対応策として取られた上で統廃合を検討していただきたいというふうに国としては、留意事項をお示しているところがございます。

3. 持続的で魅力ある学校教育のための取組

【講師（本岡室長補佐）】 次、資料9ページ目、スライド番号18以降になりますが、持続的で魅力ある学校教育のための取組に繋がる部分でございますのでスライド番号18以降を御覧いただければと思います。

少し話が長くなってしまいましたので、皆様に、休憩を兼ねて質問をしてみたいと思いますがよろしいでしょうか。

統廃合を検討される自治体で検討のタイミングというのは、少子化、児童・生徒数の減少を契機に話し合いが進むことも大変多くございますが、他にもう一つ自治体の中で検討が進むきっかけになるものがございますが、それが何に関するものか、皆さんはおわかりになりますでしょうか。学校の先生方はよくおわかりになるとは思いますが、いかがでしょうか。

【加藤副会長】 学校の施設としては関係ないのですが、青梅市のうちの地区ですと、学校施設が避難場所になっております。現在、避難場所が小学校、中学校とありますけど、それが統廃合で1つになったとすると、避難場所が1つ減ります。そういう問題も地域としてはあります。

【講師（本岡室長補佐）】 ありがとうございます。まさに今のお答えと関連することでございますけれども、検討のきっかけになるのは、施設の老朽化であったり、他の公共施設との複合化を検討されるタイミング、先ほどおっしゃったように例えば避難場所になったり、様々な機能を付加する、高能化を図るといようなタイミングで、この学校施設の統合という話が出てくるのが非常に多くございます。

この続きとして、その施設の話をしていただきたいと思いますので、資料10ページ目、スライド番号19をおめくりいただければと思います。一番上の部分、文科省としてはよりよい教育環境の実現を支援の部分、その左下のところでございます。青枠で囲まれているところですが、やはり統廃合が検討されるタイミングというのはその子どもの数が減ったとき、施設の老朽化で建て替えが必要なとき、公共施設との複合化・共用化が検討されるタイミングというのが非常に多くなってございます。

この学校施設の関係で、国として支援していることというのがスライド番号20以降に続きますが、資料11ページ、スライド番号21を御覧いただければと思います。これは学校統合にかかる施設整備に関する支援制度でございます。文部科学省では統合の際に学校を新築・改築・増築したりするときの施設整備費の一部を補助しておりまして、通常の建て替えの場合は3分の1補助となっておりますけれども、適正な規模にするための統合や増改築の際には補助率を2分の1まで引き上げて、その促進支援を図っているところでございます。

スライド番号22は、今度は地域における公共施設との複合化・共用化の際の支援でございます。最近では学校施設に地域の体育館、公民館、放課後児童クラブなど様々な施設を複合化しているところが非常に多くなっております。真ん中の薄い水色の表でございますが、例えば学校と一緒に、文教施設として体育館や公民館、図書館を一緒にしている例ですとか、例えば社会福祉施設であれば放課後児童クラブ、文教施設・社会福祉施設以外の施設であれば、地域の防災備蓄倉庫ですとか、行政機関

が一緒に入っている例もございます。こうした複合化・共用化を支援することとして、国としては、こちら補助率の方を上げさせていただいておりますが、上の赤字のところ、ちょうど、この複合化・共用化によるメリットが書いてございますので改めて触れさせていただきたいと思っております。

当然のことながら複合化することにより児童・生徒の学習活動の充実に繋がるという面もございますが、施設管理業務という観点から先生方の働き方改革にも資する。他に地域に開かれた学校作り、地域の方が集まる拠点になり、併せて学校活動にも支援して下さるといようなことも考えられますし、公共施設の有効活用や財政負担の軽減等にも繋がることなどが期待されています。

続きまして資料12ページ、スライド番号23を御覧いただければと思います。学校施設を公共施設と複合化・集約化する際には、コストの縮減が図られることから国としても補助を上げさせていただいております、通常であれば3分の1のところ、令和4年度からは引き上げ後、2分の1までの引き上げをするということで支援を充実させていただいているところでございます。

続いてスライド番号24を御覧いただければと思います。こちらは統廃合後の廃校も、地域の貴重な財産の一部であることから、文科省において、みんなの廃校プロジェクトというのを実施しております。これは廃校活用事例を紹介したり、活用を募集している全国の廃校情報を公表することなどを通じて、廃校を使ってほしい自治体と廃校を使いたい企業とのマッチングを行っております。文科省のホームページでも情報提供しておりますので、もし今後、廃校施設等出てきました場合には御活用いただければと思います。

続いて資料13ページ、スライド番号25以降を御覧いただければと思います。これまでは施設の話でしたけれども、続いて教職員の加配の関係でございます。教職員の加配については、統廃合の関係ですと②のところでございます、学校の統廃合により学級数が減少する場合の話でございますが、学級数が減少すると通常であれば、教員もその分減ることになります。この統廃合前後につきましては、子どもたちの教育環境の変化にきちんと対応できるようにということで加配というのを措置してございます。

続きまして資料14ページ、スライド番号27を御覧いただければと思います。これはかなり山間部や離島・僻地のものでございますが、このうち一部その僻地でなくても使えるというのがございまして2の(2)でございますけれども、例えばこの小・中学校の遠距離通学を行う際に、交通費を市町村が負担した場合に一部補助が出ますというのもございます。将来的に公共交通機関を使うような場合には、こういった制度を御検討いただければと思いますので御紹介をさせていただきます。

続きまして、資料15ページ、スライド番号29に進んでいただければと思います。ここから、小中一貫教育の関係の御説明でございます。まず小中一貫教育を御紹介する趣旨に先に触れておきたいと思っておりますけれども、規模を維持する方策としては、通常であれば小学校と小学校を統合するという横の統合というのがすぐ思い浮かぶわけでございますが、規模を維持するという観点から近年、小学校と中学校を縦に統合するという工夫が全国で増えてきております。

この小中一貫教育は、平成28年から学校教育法の改正により制度化されたものでございます。その背景としましては①から⑤まで様々ございますけれども、この⑤の少子化等に伴う学校の社会性育

成機能の強化と、学校規模をきちんと維持して小規模による課題を解消する手立てとして、この小中一貫というものを活用される自治体が非常に増えてきています。

次にスライド番号30を御覧いただければと思います。小中一貫制度の中には三つのタイプがございます。一つ目が赤枠で囲ってあるところの義務教育学校でございますが、これは小・中合わせて一つの学校として一つの校長一つの教職員組織で構成されたものとなります。右側の黄色枠囲いの中の緑のところ、こちらは併設型の小学校と中学校ということで、同一の設置者であるもの、複数の小学校と中学校が連携して小中一貫教育を行うものということでございます。ページの右下の部分にこの小中一貫校の数というものを小学校、中学校別に表示してございますが、青が小学校、赤が中学校ということでどちらも年々増加傾向にございます。

続きまして資料16ページ、スライド番号32を御覧いただければと思います。これは事例集ですが、小中一貫教育が制度化されて数年を経まして、地域の課題や実情を踏まえた独自の工夫がどんどん広がってきております。自治体において非常に様々工夫されている事例がございますので、今年の3月にこの事例集をまとめて公表させていただいたところでございます。こちらをあわせて御検討の参考に御覧いただければと思います。

続きまして、資料17ページ、スライド番号34にお進みいただければと思います。これはコミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進ということで、地域との連携を深める取組の一つでございます。学校に学校運営協議会という学校運営ですとか、学校運営に必要な支援に関する協議を行う機関を、学校に設置した学校のことを言います。地域と連携した学校作りに非常に有効なツールとして今全国でも非常に広がってきているところでございまして、小規模校ですとか、再編統合後の学校において、例えば新しい地域コミュニティができる中で、どうやって皆さんの意思疎通を図っていくかというときに、このコミュニティ・スクール制度というのが非常に役立っているというふうに聞いてございます。特にその地域の人の力を借りたり、地域との連携を強めて、地域を深く学ぶなどこのコミュニティ・スクールでは地域との繋がりがうまく取れる。コーディネーターを置くなどして地域の人にも活躍いただくというような仕組みでございまして、こうしたことをぜひ検討の一つとして御紹介をさせていただければと思います。

続きまして、資料19ページ、スライド番号37以降にお進みいただければと思います。ここから遠隔教育関係の御説明でございますが、この遠隔教育というのは教育の質を大きく高める手段でございまして、一緒の学校施設にいなくても、学校同士を繋いで合同授業を実施したり、外部の方と繋ぐことによって、学校に実際にいる教員の方以外の専門人材から授業を受けたり、様々な教員の指導や子どもたちの学習の幅を広げるという観点のもと、各地で導入が進んでいるところでございます。特に学校の統廃合を考える際に小規模校において、この遠隔教育を非常に上手く使われて、課題を解消する際に使われている学校も多いということで御紹介をさせていただきます。

続いて資料20ページ、スライド番号39を御覧いただければと思います。この遠隔合同授業を行う主な効果として、真ん中の部分を御覧いただければと思います。この遠隔合同授業の主な効果としては、自校の児童・生徒にはなかった多様な意見や考え方に触れることができる。それによって視野

が広がり、自分の考えの良さや問題点に気付くことができる。その他、コミュニケーション力や社会性が養われる、複式学級での直接指導の時間が増えるといった点が挙げられております。

次のスライド番号40では、遠隔教育に関する実証事業の成果もまとめております。

続きまして資料21ページ目、スライド番号42以降に入りたいと思いますが、地方教育行政のあり方、これ以降は小規模等の児童・生徒数を増やす取組について御紹介をさせていただければと思います。資料22ページ、スライド番号44を御覧いただければと思います。ここに就学校の指定、区域外就学の活用についての御紹介をしているものです。学校ごとの児童・生徒数というのはどの学校に通うかという就学校の指定の仕方に影響を受けるものでございます。就学校の指定の原則、少し触れさせていただきますと、原則は真ん中の黄色のところにありますとおり、児童・生徒の自宅の住所が属する通学区域によって市町村の教育委員会が就学校を指定することになっております。ただ例外がいくつかございまして、ピンク色のところを御覧いただければと思いますけれども、就学校が指定された後に、通学の利便性であったり、部活動等の学校独自の活動等の様々な理由により別の通学区域の学校を指定してもらうように、保護者から変更の申し立てをして、変更してもらうということも可能となっております。これを事前に保護者の希望を聴取するというのが、私ども学校選択制と呼んでいる制度になります。なお、今申し上げた就学校の変更は一つの同じ市町村の中、自治体の中での話でございますが、他の市町村に変更をお願いするということもできまして、それが水色のところでございます。区域外就学という制度でございますが、他の市町村教育委員会との間で協議が整えば、他の市町村が設置する学校に通うこともできるとされております。特に市町村の境界近くに住んでいらっしゃる場合に、他の市町村が設置する学校の方が近いからということで区域外就学を利用されている方も中にはいらっしゃいます。

こうした制度の導入状況について、令和4年度に就学校の指定、この区域外就学の活用状況について調査をした結果が資料23ページ目、スライド番号45になります。まず、左の青いグラフの方から御覧いただければと思いますが、そもそも、学校選択制の前提となる公立小・中学校が自治体内に設置されているという市町村は、小学校で83%、中学校で65%というふうになってございます。その中で右のグラフにあるとおり学校選択制を実際に導入しているのは、小学校で23%、中学校で20%という導入状況となっております。

あわせてスライド番号46を御覧いただければと思いますが、就学校の指定について様々な自由選択制とか様々な制度がありますが、ここで、特認校制という制度を採用している自治体が近年増えているということを御紹介させていただければと思います。この特認校制の制度は従来の通学区域を残したまま、特定の学校についてのみ、通学区域に関係なく、市町村のどこからでも選択して通学できるという制度でございます。この特認校制の制度を、特にその小規模の学校に導入することによって生徒数を増やす、規模を確保するという工夫をする自治体が増えてきてございます。青梅市さんの方でも特認校制は採用されているように伺っておりまして、そうしたところを増やしていくということも一つ選択肢の一つとしてはあるかもしれません。

続きまして、資料25ページ、スライド番号49を御覧いただければと思います。この特認校制、

全国的に少しですが増えてきているわけですが、その増えている理由を調査した結果で、一番多いのは、小規模校の課題解消のためというところが非常に多くございます。スライド番号50を御覧いただければと思いますが、これが導入して良かったことを聞いた調査結果でございます。一番多い黄色の部分については児童・生徒がそれぞれの個性に合った学校で学ぶようにできるようになったということ。オレンジの部分が、地域の特色を生かした特色ある学校作りが推進できるということ。青の部分がまさに小規模校に関係してくることで、児童・生徒数の確保ができ、児童・生徒が多様な意見に触れることができるなどの教育活動が活性化充実したということで小規模特認校制を独自に導入して良かったということを約半数の学校が答えていらっしゃいます。

ここまでが適正規模・適正配置に関する考え方、または各自治体の御判断を踏まえた統廃合ですとか、小規模校を維持するときに子どもたちの教育環境を良くするための取組についての御紹介をさせていただいたところでございます。この後は資料26ページ目、スライド番号51以降、各自治体の事例の紹介をさせていただこうと思いますが、その前に何か御質問等ございましたら、このタイミングでお伺いできればと思いますけれども、いかがでしょうか。

【松尾委員】 青梅市は山間部の学校が、東京の都心に比べて多いわけですね。そういう中で、小規模校を存続させる場合の教育の充実の部分について、できるだけ詳しく、触れていただけたらと思います。例えば、先ほど言われた小規模校のメリットの最大化策ですね、特に効果的な策とか、あるいはデメリットの緩和策ですね。それから、事例紹介があるわけですが、望ましい事例紹介はもちろんですが、望ましくない事例なんかについてもありましたら、それについても触れていただきたいというふうに思います。

【講師（本岡室長補佐）】 まず山間部等の小規模校への支援の観点でございますが、資料のページ数で言うと、資料9ページ、スライド番号18以降がまさに小規模校として、進めていかれるときにメリットになることをまとめて御紹介をさせていただいたところでございます。例えば小規模校で、工夫をされる際に使えるものとしては、まず学校規模を維持するという観点からいうと、既に青梅市さんでも導入されている小規模特認校を指定されて、例えば小規模だと、1学級の人数が少ないということで、より丁寧な指導を受けられるという場面も十分想定されますので、そうしたことをメリットとして、小規模校で学ぶことを希望する生徒さんに通っていただくという工夫も考えられるかと思えます。

あとは例えば小学校と小学校を統合するというよりは、例えば小中一貫とすることで、規模を維持しつつ、小中一貫ならではの特別な課程を組まれて、より、例えば中学校への進学がしやすくなるとか、そういったことに取り組まれるということも考えられますし、あとは例えばコミュニティ・スクール、ページ数で言うと、資料17ページ、スライド番号34以降になりますが、地域やPTAの方々いろいろなお入りいただいて、学校における地域との連携を意識した取組を非常に増やされるとかそういうことは十分に考えられるかなと思います。

あとは、例えばその遠隔教育を活用して小規模の学校と通常の学校を繋いでより意見交換を活発に

する、例えばディベートの時間とかまた、社会とかでも結構ですが、何らかそういう教育活動を充実させるとかそういったところも十分考えられるかと思えます。今日は、大変駆け足で御説明をしてなかなか分かりづらかったかもしれないですが、大きな3番のところには小規模の学校のデメリットを少なくするような取組、様々載せさせていただいておりますので、そちらも参考にさせていただきながら検討を進めていただければ大変ありがたいと思えます。

2点目の御意見につきましては、統廃合を契機に学校を魅力化するのに成功した事例というのを毎年度の「学校魅力化フォーラム」として発信させていただいております、皆様の御希望される事例がどこまでどういうふうに乗っているのかというのがありますが、過去の事例もあわせて、ホームページの方に載せさせていただいておりますので、そちらも御参照いただければと思えます。また後ほど事例紹介もさせていただきますのでそれを踏まえてさらに御質問あればその時にお願いできればと思えます。

以上ですが他に御質問ある方いらっしゃいますでしょうか。

【塚田委員】 施設の方の予算面で、補助金があると思えますが、例えば交通費が5年というふうになっていましたが、それが時限的なものなのか、恒常的なものなのか。施設を作るにあたって10年スパンで考えなくてはならないため、予算面は大きな比重を占めると思えますので、分かる範囲で結構ですのでよろしくお願ひします。

【講師（本岡室長補佐）】 ではまず学校施設の整備のところでございますが、これはずっと前から継続的に事業を実施させていただいております、特にいつまでというふうに関心しているものでもございませんので、統廃合を御検討される際には、ぜひ御活用いただければと思えます。

次に資料14ページ目、スライド番号27の遠距離通学費のところでございますが、これは補助期間5年と今のところはしてございまして、毎年度、要綱の方を出させていただいております、全国の自治体の状況を踏まえながら、設定させていただいているものでございます。現在は約5年間となっております。今後のことについては、まだわかりかねる部分がございますので、毎年度の補助要綱の方を御覧いただければと思えます。

他に御質問おありでしょうか、もしなければ事例紹介の方に進ませていただければと思えますけれどもいかがでしょうか。よろしいでしょうか。では恐れ入りますが、事例紹介の方に進めさせていただきます。

4. 事例紹介

【講師（本岡室長補佐）】 資料26ページ、スライド番号52を御覧いただければと思えます。これは令和5年度の学校魅力化フォーラムの御紹介でございます。文部科学省におきましては全国で少子化や学校施設の老朽化等を踏まえた統廃合がどんどん進んでおりますので、こうした統廃合ですとか、逆に統廃合をせずに、小規模存続させた場合の教育活動の先進的な取組を横展開するために、毎年8月頃に学校魅力化フォーラムをオンラインで開催をさせていただいております。今年は右側でございますが、事例発表として六つの自治体からの事例を発表していただいたところで

ございます。

そのうち本日は、2番の宮城県白石市、3番の新潟県新発田市、4番の岐阜県北方町についての御紹介をさせていただければと思います。それぞれ2、3、4の観点というものがそれぞれ違いまして、御紹介の趣旨としては、2番が町としての意思決定の方針の決定までの過程についての御紹介。3番は保護者や地域との合意形成に至る経過についての御紹介。4番は市としての方針を決定し、実際に今年度開校した後はどうだったかということを含めて御発表いただいた自治体でございます。では、それらの御発表を続けさせていただきます。

資料27ページ、スライド番号53に進んでいただければと思います。2番の宮城県白石市ということで御発表いただいたところですが、こちらは人口が約3万人強で、元々小学校が10校、中学校が5校あったところがございますが、直近10年間で児童・生徒数が24%減ってしまったという状況で、市の中心部の学校で比較的規模が大きい学校でも、もう1学年が1学級になってしまうという状況の自治体でございます。特に小規模では新小1が10名を切ってしまうような、そういう状態になっているということから、統廃合の方を御検討された自治体です。

特に人口動態推計、各自治体でとられていると思いますが、令和16年には市内の全ての1学年が100人になってしまうと、要は、市内全ての児童を合わせても3学級しか作れないというような状況になるということに危機を感じられて、今後、抜本的な統廃合をしなければならないということで、この再編計画というのを作られたところになります。

令和4年の3月に諮問が始まりまして、小・中学校に関する諮問と、幼児教育保育に関する諮問をそれぞれ別々に諮問がなされて、それぞれ有識者や地域の方から成る審議会で検討がされたところでございます。スライド番号54を御覧いただければと思いますが、この白石市さんの特徴としましては、子供若者会議、将来未来に直結する若者かつ当事者であるこの児童・生徒の皆さん、もしくはその卒業したばかりの若者の皆さんの声をきっちり聞く会を設けられたということ。その中で子どもたちの方から小規模校と中規模校の選択肢があることが望ましい、再編に当たって学区制をなくして欲しいとか、子どもたちがしっかりと意見を言えるような環境をきちんと確保され、そうした意見が出てきたというところだそうです。合わせて子どもたちだけではなく、子育てに直結している保護者の皆さんからもしっかりと声を聞かれたというところがございます。

方向性としては義務教育学校を一つ、不登校の小中一貫の特例校を一つ、小中一貫の小規模校を一つの3校に再編する案で、最終的には関係者の皆様の賛同が得られたというところだそうですが、こうした審議会以外の部分で、児童・生徒の子どもたちの声を聞いたり保護者の方々の声を聞いたり、地域の方々の声を聞いたりするというタイミングを取られたという事例でございます。

続いて資料28ページ、スライド番号55を御覧いただければと思いますが、元々小学校10校、中学校5校があったところを、規模の異なる3校に再編されたということで、この方針に基づいて引き続き子ども会議であったり、保護者の代表の方を含めた全市的な交流であったり、地域の方々に入ってくださいコミュニティ・スクールの導入であったり、方針を決めた後も引き続き自治体の皆様との対話を通して様々な取組を進められているというところがございます。

これが白石市さんの取組で、担当者の方もかなり大規模な再編をしたということでもあります。自治体としても学校施設をきちんと作るには大きなお金もかかりますし、人口動態推計でもかなり子どもたちの、児童・生徒数の減少が見られているということで、こうした大きな方針の転換ということで再編計画を作られたと聞いております。

続いて資料29ページ、スライド番号57を御覧いただければと思います。これは新潟県の新発田市さんの取組です。

新発田市さんは人口が約9万4千人。元々平成22年当時は小学校が24校、中学校が10校あったそうです。そこを今後ということで、中学校区の中の小学校をある程度、統廃合なりを検討されることで13校に、中学校をそのまま10校ということで、検討を進められたそうです。

その際に、中学校区の単位での小学校統合について、五つの中学校区で推進をされたそうですが、この五つのうち四つは小学校の統合が住民の皆様、保護者の皆様の合意も得て統合に向けて動き出したところ、一つの中学校区では、一部の保護者の方の反対表明を受けて、この統合については、当面、一旦延期をされたというところだったそうです。

スライド番号58に移りますが、この統合反対ということの意思表示を受けて市の教育委員会がどういうふうに対応されたかというのが載ってございますが、反対を除く2校の統合では望ましい教育環境とはならないだろうという判断をされて、一旦これを当面延期としたと、延期にした後どうされたかということ、その後の取組が、その1としては地域のリーダーの方々の御理解をいただいて味方につけたと。その2としては、反対された保護者の方々からどうしてかという、反対の理由をきちんと聞いて保護者の方々の不安を取り除く努力をされたというのが、資料30ページ、スライド番号59のその2に書いてあることとございます。元々この地区では各クラスに20名程度がいらっしゃるの、今の環境で問題ないというのが保護者の皆様の御意見であられたそうです。且つ、小学校が近くにあるからということで、住宅地、宅地を買われて家を建てられたということだったので、なおさら統合してなんでわざわざ遠い学校に行かなきゃいけないのかということとか、きちんとその通うときにスクールバスが出るかどうか、当時の市の方針としてはきちんと示されてなかったということもあり、保護者の方々の反対もあったそうです。その3に続きますが、その後はきちんとその情報発信をするということをしたそうで、人口動態を見ると、令和5年以降急激に児童数が減少して、令和8年度には複式学級まで見えてきたと。そうすると同時に保護者の方々が反対されていたスクールバスの運行の部分については、元々地域の公共交通機関を使うということで、簡単に言うと学校が終わってすぐきちんとスクールバスが出るというようなそういったタイムリーな送迎にはならないということ懸念されていたわけですが、そうではなくてきちんと通学支援は、地域の公共交通機関とは別に対応されるというような市の方針を転換する形で、保護者の方の同意も得られて、最後には皆さんの賛成を得て、結局は統廃合することができたということだそうです。保護者の方々、あと地域の方々の合意形成に向けて様々なやり方あると思いますし、きちんと対応を重ねることが非常に重要ではないかということで、新発田市さんの例を御紹介させていただきます。

資料31ページ、スライド番号61、最後は岐阜県北方町の例でございます。こちらは人口が約1

万9千人の小さな規模になっていました。当時、岐阜県北方町というのは岐阜市の隣にあって岐阜市のベッドタウンのような位置にあり、令和5年3月の時点では小学校が市内に三つ、中学校が一つという形になっておりました。この北方西小の黄色い地域のところに大きな団地がありましたが、この団地に入居する方々がだいぶ減ってしまったということもあり児童・生徒数がかなり減ってきたということで、二つの義務教育学校をつくるという方向での検討が進められたということです。

この再編をするときの観点としては、二つ大きな方向性を打ち出されておりました。一つは教育力の向上ということで、単に統廃合するだけではなくて、子どもたちの児童・生徒の教育環境、教育力を向上させますということ強くうたっておられたということ。二つ目は学校運営の効率化を積極的に図られて、いわゆる文教施設の幼稚園や保育園など、そういった子どもに関する施設を1ヶ所に集めたということがこの大きな特徴になっています。

スライド番号62を御覧いただければと思いますが、一つ目の教育力の向上につきましては、0歳から15歳までを切れ目なく着実に見ていくということで、幼保小中の一貫保育教育を打ち出されています。この0歳から15歳まで全て見るということですが、例えばよく言われますのが、幼保小の連携のときに、せっかく就学前施設でできていたことを1年生になってまたやり直すとか、そういったことが度々あると言われますが、きちんとそういったことはなく、5歳児のときに身に付いたものを、小学校1年生になったら、きちんとその上にステップとして進んでいけるような教育というのを、市全体でしっかり取り組まれるよう教育を充実させたという、そういう工夫をされているところです。

他に工夫の例としては、中学校については北と南に分かれるということで、元々市内に一つあったものを二つに分けることになりませんが、そうした中学校が二つに分かれてしまうと部活動ができなくなるのではないかと懸念の声かなり出ていたそうですが、そこは市内で合わせて北方学園クラブとして同じ部活動を展開し、人数が足りないときには必要に応じて合同で部活動をするというような取組をされたり、小中一貫の義務教育学校になると、なかなか6年生の活躍の場なくなるじゃないかということも言われがちなんですが、きちんと異学年活動というものを計画されて6年生の活躍の場を作られたりですとか、そういった義務教育学校に再編するときのデメリットは何かをきちんと把握されて、それに対する対応も取られていたというのが、この教育力の向上の部分で特徴的な部分になっております。

次に資料32ページ、スライド番号63を御覧いただければと思います。これが北方町の二つの学校の北学園、南学園の施設を上から見た航空写真ですけれども、ほぼ一つの敷地内に学校、小学校中学校があり、こども園があり、放課後児童クラブもありますし、給食調理場などがあると、こうした学校の施設、子どもに関する施設を複合化・集約化することで経費の効率化ですとかそういったことも図っておられるという事例でございます。

最後のスライド番号64に、実際にこの令和5年4月に開校されて、実際に思うことを率直に書いてくださっております、義務教育学校として一つにまとまったことで、安定的に小学校高学年の教科担任制ができているということ、中学生に当たる7年生、8年生、9年生の生活ぶりが、やはり小さ

い子がいるということで、しっかりしなきゃという気持ちもあり非常に落ち着いてきたということ、多様な学年交流によって活力が生まれていること、教職員間のシェアや意識が広がったこと、園や学校運営が効率的にできていることと、非常にいい面がたくさんありますということをおっしゃってくださっております。一方でやはり良いことばかりではなくて、課題に感じていることということも併せて率直に書いてくださっています。やはり6年生の活躍の場、先ほど申し上げたとおり、異学年のそういう計画を作っている、やはりそこは気になるのでということで、そういう場をきちんと作っていくことを課題として、今後対策も充実させていきますということもおっしゃっていましたが、あと不登校に関するところも、今後きちんとデータや例を分析していかなければいけないということはおっしゃっておられました。

本日は時間の関係もあり三つしか事例を御紹介できておりませんが、こうした様々な自治体において取組の方が進められています。この学校魅力化フォーラムにつきましては、今年度だけではなくて、これまでの分につきましても文部科学省のホームページの方に出させていただきますので、様々な自治体の例が載っております。そちらもぜひ御参照いただければと思います。

以上が私からの発表でございます。国の方針や各地の事例が、青梅市での御検討のお役に立てば、非常にありがたいと思っております。御清聴どうもありがとうございました。

質疑応答

【議長（大野会長）】 本岡様、大変ありがとうございました。それでは、せっかくの機会でございますので、ただいまの講演に対しまして、委員の皆様から、御質問等ございましたらお願いしたいと存じます。御質問は挙手にてお願いいたします。私のほうから指名をさせていただきますので、指名されましたら、はじめにお名前を言っていただき、その後、御発言をお願いします。

【川鍋委員】 御紹介いただいた資料27ページ、スライド番号54の宮城県白石市の学校再編の中で、新設で3つの学校、小中一貫義務教育諸学校、小中一貫不登校特例校、小中一貫小規模校とありますが、小中一貫不登校特例校ということで、不登校の子を受ける学校だと思いたいますが、今作ったところかもしれませんが、分かる範囲でこちらの運営はどのような状況になっていますか。

【講師（本岡室長補佐）】 再編の学校はこれから作られる予定と伺っています。諮問が令和4年3月にされて、答申が直近の令和5年7月に出されたところでございまして、今後そうした学校を作っていくという方向で、さらに児童・生徒や保護者から要望などを聞いて、詳細を詰められているところと承知しておりますので、ぜひ今後の動向等を注視いただければと思います。

【川鍋委員】 資料15ページ、スライド番号30の右側の③連携型小学校・中学校とはどのようなものですか。

【講師（本岡室長補佐）】 ③は設置者が異なるということで、例えばですけども本当にもう規模の小さい自治体さん同士が組合を作られて、小学校はそれぞれ別々だけでも、例えば中学校は、その隣接自治体で一つの中学校をつくるというような、設置者が異なる場合です。

【井上委員】 資料13ページ、スライド番号26の教職員の加配の状況ですが、①②③と人数の記載がありますが、こちらは全国の状況でしょうか。また、今後、加配数を増やしていく予定はありますか。

【講師（本岡室長補佐）】 おっしゃるとおりで加配数は全国での状況でございます。また、資料10ページ、スライド番号19に記載にありますとおり、例えば小規模校加配を見ますと、令和5年度の当初予算では95人分の予算を国として措置しているわけですが、令和6年度の概算要求は125。やはり加配というのは地方の皆様からもかなり要望をたくさんいただいていますので、それだけ財務省に予算要求をしているという現状でございます。

【和田（孝）委員】 まず一つは先ほどから、小規模校の解消のために小中一貫校とか、義務教育学校とか、特認校の例があがっていますが、これらの学校については、標準規模の設定っていうのは何かありますか。

小学校、中学校の校種別については、先ほど、お示し頂いた標準規模があると思いますが、小中一貫や義務教育学校についての標準規模はあるのか、考えてみると、例えば小中一貫をやったとしても、前の学校がそのまま、次のもう一つの学校と合併する場合には、学級数は変わらない、小学校の学級数、中学校の学級数、児童・生徒の数も変わらない。形としては小中一貫を取っているっていう形になる。そうすると基準がないっていうものであれば、教育の目的を達成するために異学年の交流など考えると、学校としての目標であるとか、機能を果たしていることになると思いますが、規模として何か基準があるのかっていうのをまずお伺いしたい。

【講師（本岡室長補佐）】 義務教育学校の標準規模は、資料のとおり18から27学級となっております。小中一貫では、小学校段階で12から18、中学校段階でも12から18が標準だということには変わりません。縦に繋がったから学級数変わってないじゃないかという御指摘も、おっしゃるとおりですが、ただ場所もなかなか地域によっては、小学校と小学校の統合だと本当に通学距離が遠くなってしまって、子どもたちに大きな負担がかかるという場合もございます。ただ、学校として、規模を一定程度確保するというのは、例えば学校行事のときに教員の皆さんの協力がしやすいということですか、児童・生徒にとっては、学年を超えて多様な意見や考え、人間関係が構築できるという観点からのメリットがあるというふうに考えてございます。やはり規模を確保することが、横同士で難しい場合の一つの方策として、小中一貫義務教育学校というのをお示ししているところでございます。

【和田（孝）委員】 合わせて今、標準規模の話がありましたが、特認校については、もういろんな例をみても、必ずしも人数が劇的に増えているわけではなくて、やはり厳しい状況なりながらも、その学校の特色を生かして継続しているっていう例をたくさんみているんですが、特認校についても同様に、この人数でなければ、という基準はありますか。

【講師（本岡室長補佐）】 学校の規模というものは私共こうでなければならないとお示ししているものではなく、標準を示しているものであり、特認校であっても、おしなべて小学校であれば12か

ら18、中学校であれば12から18というのは変わりません。ただ特認校にすることは、児童・生徒数を確保する、例えば、もしくは逆に小規模校の特色を生かして、児童・生徒が学ぶ環境を充実するという観点からの一つの工夫でございます。まず12から18の学級数を確保できないから駄目だということを国からお示ししてるわけでもありませんし、ただ一方で規模を確保する工夫として、小規模特認校であったり小中一貫であったり、そういったことをするというのは、子どもたちの教育環境にメリットがありますということ、工夫の一つとしてお示ししているものでございます。

【和田（孝）委員】 統廃合の係に校舎等の老朽化の話があると思います。これは、この年数までに確実に建て替えなさいとか、そういう基準はないでしょうか。特に学校の状況も違う、校舎の状況も違っている。これだけはどんどん進んでいく話なので、老朽化については、建て替えない限りはずっと年数が経っていく。こういう統廃合や適性配置を考えていくにあたって何か期限や期間があれば知りたいです。

【講師（本岡室長補佐）】 施設面に関しては、私は専門ではないので、もしかすると青梅市さんの御担当の方からお答えいただいた方が正確かもしれないですが、確か国としても50年程度でとお示しをさせていただいているところで、それに基づいて自治体さんの方にも例えば学校の長寿命化計画であったり、その個別の整備計画をお示しいただいて国の方にも策定状況を報告いただいております、そういった観点からも学校がより安全・安心な環境で児童・生徒が過ごせるようにということはお示しをさせていただいております。

すみませんが、施設のご担当の方でもし補足いただけるようであれば大変幸いです。

（※後日追記：学校施設については、適切なタイミング（おおむね築後45年程度まで）で長寿命化改修を行い、建物の耐久性を高めることにより、技術的には、70から80年程度に耐用年数を延ばすことが可能です。文部科学省では、長寿命化改修に対して国庫補助を行っています。ただし、建物のおかれた環境により劣化状況等は異なるため、具体的な改築の時期については各設置者において劣化状況等を把握し、適切な時期を判断するようお願いしています。）

【事務局（教育総務課長）】 前回、第1回審議会にてお配りしました個別計画の19ページに整備方法の検討の中で、概ね65年から70年というのは目安で入れておりますが、各学校でそれぞれ70年になったらもう建替ということではなく、それぞれの環境、使用状況等の違いで70年以上とか、80年ぐらいまで見込めるところもあります。一概に何十年というのは、決めてはない状況です。

【和田（孝）委員】 今回の文科省の予算に関しては、令和の日本型学校教育の個別最適化の方向性が進んでいるというふうに思いますが、その中でも、学級規模とか1学級の人数の規模とかは変わる見通しはありますか。

【講師（本岡室長補佐）】 おそらく35人学級のお話を念頭に置かれているのかなと思いますけれども、現時点でその部分に変更は特にありません。

【松尾委員】 児童数の減少に伴って、私は少人数学級の効果っていうのが非常にあると思います。そういう点で小規模校なんかっていうのはそういう少人数学級、少人数教育なんかをやるチャンスだ

と思います。それについて、市が独自に、そういうことを進めたとき、国の支援とか、そういうことがあるのか。国は35人を基準に個別計画っていうか手引なんかを打ち出していると思いますが、青梅市の場合、大体30人学級で個別計画を作られていると聞いていますが、そういうことをやった場合、支援なんかっていうのは、あるのか。

【講師（本岡室長補佐）】 小規模校というよりは少人数学級にすると、例えば算数などの少人数指導が、今、小学校でも導入されていると思いますが、その少人数指導で児童・生徒にとってきめ細かな指導がなされるという、そういう効果は得られるということで、算数などの少人数指導などについては国としても教員の定数加配ですとかの配慮はさせていただいているところです。今おっしゃっているのが、小規模校のメリットということであれば、例えばきめ細かい指導が行き届くということで小規模校を児童・生徒が自ら選べるように特認校を設けるなどの仕組みはございます。

【松尾委員】 例えば34人だったとしますね。それを30人学級として市で独自で行ったりしたとするとクラスが一つ増えるわけですよ。そういう学校が、生まれる可能性あるわけですね。そうしたときに、教員の加配が行われることになるわけですね。もしそうすると子どもにとっても、先生方にとっても非常に効果のあることなんじゃないのかということ非常に思うわけですけど、その柱がね、私はやっぱりあるべきだと。国がいち早くそういうふうにやってくれると一番良いのですが、もうぜひお願いしたいですけど。

【講師（本岡室長補佐）】 例えば今、東京都において、これまで35人学級が実現するまでの間、例えば40人学級のところを小学校1年生については35人学級にされていたり、都の方で教員の分を負担されて増やすというような工夫はされていたと思いますし、それによるメリットということも次第に明らかになっていると思います。ただ一方で国の方では、40人学級から今35人学級にはやっと到達したところでございますが、そこを例えばどこまでの規模で、例えば20人学級がいいのか、25人学級がいいのか、30人学級がいいのか、様々ありますけれどもそういった例というのは、自治体さんの方でいろいろ効果の方教えていただいて、国の方でも検討するようなことは考えられるかと思っておりますので、そういった小規模の学級なのか学校小規模校なのかというのはあると思いますが、そういったところについて検討されるということは、まず一つあるかなとは思っています。

【萩原委員】 小中一貫校になると、先生の負担はどう変わっていくのか、小学校の先生と話す結構遅くまで子どもたちのために残ってやられているので、もし事例等あれば教えてください。

【講師（本岡室長補佐）】 小中一貫になるということのメリットということでお尋ねかと思えます。我々文部科学省としては、小中一貫になることで、例えば学校行事の負担が一人あたり減ったりとか、あとは小・中の連携をするときにも、同じ学校内にいたり連携を普段からしていることで、小学校から中学校への繋ぎだったり子どもたちの情報だったり非常にスムーズに共有できるとか、そういった意味で様々、その負担の方は減ると明示的にはおっしゃいませんけれども、やはり小中一貫になってよかったというふうに聞いている声は非常に多くなってございます。

【議長（大野会長）】 申し訳ありませんが、お時間になりましたので、ここで質疑を終了とさせていただきます。なお、この場で質問等できなかった事項がありましたら、会議終了後、事務局教育総務課まで、お知らせください。

それでは、本岡様におかれましては、ここで退席されます。

皆さま、感謝の意を込めまして、今一度拍手をもってお見送りください。

本岡様、たいへん、ありがとうございました。

（講師退室）

日程第4 報告事項

【議長（大野会長）】 それでは、続きまして、次第の4報告事項に移ります。

(1)今後のスケジュールについて、事務局から説明をお願いします。

【事務局（教育総務課長）】 今後のスケジュールについて御説明いたします。前回、第1回審議会で御説明させていただきましたが、次回、第3回目の審議会は、年明け1月下旬から2月上旬ころを予定しております。日時等の詳細が決まりましたら、後日お知らせをさせていただきます。

なお、今回は教育委員会からの諮問を予定してございます。諮問内容につきましては、大きく、学校規模適正化・適正配置について審議・調査をお願いするような旨を想定してございます。次回開催予定の第3回審議会の前に、案を教育委員会定例会に諮りまして、御承認いただいたものを提示する予定でございます。

また、具体的な審議内容につきましては、前回審議会の中でも御説明をさせていただきましたが、現在、庁内組織である、青梅市学校規模適正化検討委員会において検討を行っております。

具体的には、今後、当審議会の審議を進めていく上で、地区毎の部会を設置する旨をお話ししてございますが、各部会設置の基礎となる、検討地区の案についてお示しが出来れば、と考えているところでございます。

たいへん、雑駁ではございますが、今後のスケジュールについての説明は以上でございます。

【議長（会長）】 事務局の説明は終わりました。ただいまの説明に対し、委員の皆様から、御意見、御質問等ございましたらお願いいたします。

【川鍋委員】 次回の2月の審議会で、示される案はそこで審議され決定されるのですか。それとも来年度に継続して審議されるかたちになるのですか。

【事務局（教育総務課長）】 前回にもお話しさせていただいたとおり、この審議会のメンバーのみで、各地区の具体的な内容について決定するのは難しいところがあると認識しておりまして、各地区に部会を設置することを予定しています。その地区案について次回お示し出来ればと考えていますが、その地区案について、良いか悪いかは本審議会で検討いただければと思っておりますが、結論までは難しいと考えています。皆様の御意見をよく聞きながら、地区案を完成させて進めていきたいと思っております。

【議長（大野会長）】 私たちの任期は約2年ですが、そのあとも継続して審議を進めていく形になると思います。急がず、しかし着実に進めるということで行きたいと思います。ほかに質問等ありますか。もし質問等ありましたら、のちほど事務局まで連絡願います。

次に(2)のその他について、事務局から何かございますか。

【事務局（教育総務課長）】 事務局からは特にございません。

日程第5 閉会

【議長（大野会長）】 それでは、以上を持ちまして、令和5年度第2回、青梅市立学校施設のあり方審議会を終了とさせていただきます。長時間にわたりまして、大変お疲れ様でございました。